

教員養成セミナー7月号
動画講義

12ヵ月完成
教職・一般教養トレーニング
合格PASSPORT

◆第11回◆最新の教育時事①
新学習指導要領

講師：寝占真翔

学習指導要領改訂の方向性

学習指導要領改訂の背景

【社会的不安】

AIの発達により、人間が活躍できる場が少なくなるのではないかと
めまぐるしい社会の変化の中で、今教えていることはすぐに通用しなくなってしまうの
ではないか？ etc...



- ・ 持続可能な社会を実現するために、社会の変化に対応できる「生きる力」「考える力」を備えた、人材の育成が求められる。
- ・ その方法は主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)であり、知識量は変わらない。
- ・ 先生は教育課程を常に改善し続けなければならない。(その教育課程は社会に開かれていなければならない⇒「社会に開かれた教育課程」)

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、従来の学習内容の確保が大学入学者選抜で求められることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要単元の確保等をめぐる人材育成改革等を進める。

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) 補足資料」より引用

①社会に開かれた教育課程⇒問3(2)

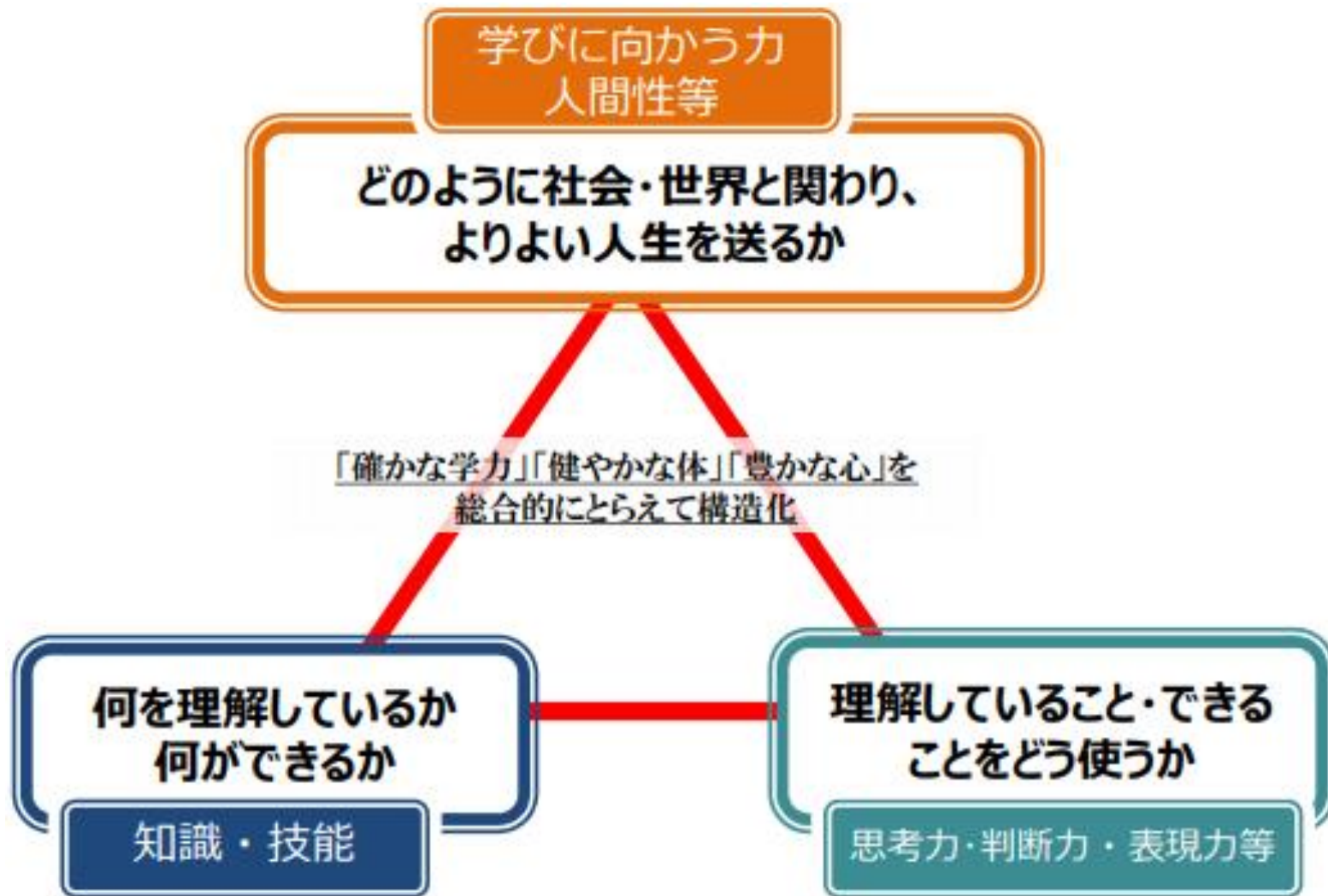
- ▶ ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ▶ ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ▶ ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

②何ができるようになるか⇒問2

▶ 教科等と教育課程全体の関係や、教育課程に基づく教育と資質・能力の育成の間をつなぎ、求められる資質・**能力**を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を以下の三つの柱に基づき再整理することが必要である。

- ①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・**技能**」の習得）」
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・**表現力**等」の育成）」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力**・人間性等」の涵養

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の 学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申) 【概要】)



(文部科学省「新しい学習指導要領の考え方-中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ-」より引用)

③何を学ぶか

言語能力の確実な育成

理数教育の充実

伝統や文化に関する教育の充実

道徳教育の充実

体験活動の充実

外国語教育の充実

教科横断的な視点が強調

(中央教育審議会 初等中等教育分科会(第111回)配付資料「学習指導要領について」(2017.4.18))

④ どのように学ぶか

▶ 【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

▶ 【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか

▶ 【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

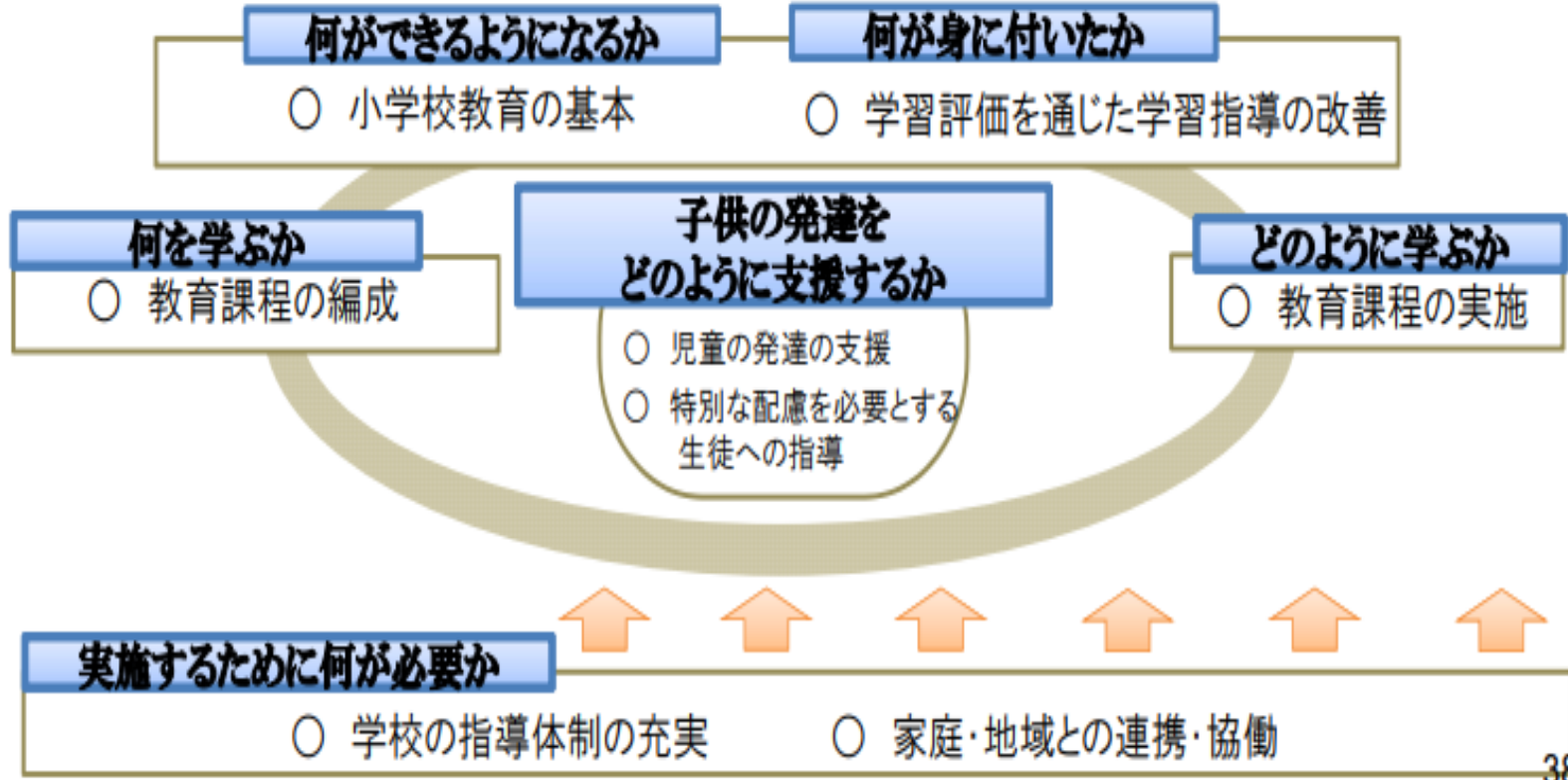
【例】

- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む

- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく

- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

⑤カリキュラムマネジメント



38

(文部科学省「新しい学習指導要領の考え方-中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ-」より引用)

前文 & 総則

「前文」のポイント⇒問3(1)

- ▶ 教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない
- ▶ これからの学校には、こうした教育の**目的及び目標**の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と**協働**しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会**の創り手となることができるようにすることが求められる。
- ▶ 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい**学校教育**を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような**資質・能力**を身に付けられるようになるのかを教育課程において明確にしながら、社会との**連携**及び**協働**によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

「総則」のポイント⇒問1

- ▶ ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
⇒第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- ▶ ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
⇒第2 教育課程の編成
- ▶ ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
⇒第3 教育課程の実施と学習評価
- ▶ ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
⇒第4 児童の発達の支援
- ▶ ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
⇒第3 教育課程の実施と学習評価
- ▶ ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）
⇒第5 学校運営上の留意事項

高等学校学习指导要领

①教科・科目構成

- ▶ 国語科における科目の再編(「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探求」)、地理歴史科における「**歴史総合**」「**地理総合**」の新設、公民科における必修科目「**公共**」の新設、共通教科「**理数**」の新設等。
- ▶ → 「**歴史総合**」「**地理総合**」は**必修**科目。

②教育内容の主な改善事項

- ▶ (1)言語能力の確実な育成 ←(「論理国語」「国語表現」等で実現)
- ▶ (2)理数教育の充実
- ▶ (3)伝統や文化に関する教育の充実
- ▶ (4)道徳教育の充実 ←「道徳教育推進教師」について、高等学校学習指導要領では初めて言及。
- ▶ (5)外国語教育の充実
- ▶ (6)職業教育の充実
- ▶ (7)その他の重要事項
 - ・ 初等中等教育の一貫した学びの充実
 - ・ 主権者教育、消費者教育、防災、安全教育などの充実
 - ・ 情報教育(プログラミング教育を含む)の充実 ←(「情報Ⅰ」の新設)
 - ・ 部活動
 - ・ 子供たちの発達の支援(キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等) ←外国籍の児童生徒、保護者の増加が背景に

道徳教育推進教師
既に小中学校では規定されていた。その役割は

- ①学校の道徳教育の推進を主に担当する
- ②道徳教育推進教師を中心とした協力体制を整えること

↓
名称に関しては各学校で独自に決められ、人数も柔軟に変えられる。道徳主任がいる場合、無理に設置する必要はなく、教務主任が担うような場合も想定される。